

# 第11回議会改革検討会議要旨

平成29年4月17日(月)

午前9時00分 委員会室

(開議9:00)

## 1 あいさつ

委員長

## 2 議 題

### (1) 災害時における議会の行動指針策定状況について

小野田直美委員

資料「災害時における議会の行動指針策定状況(早稲田大学マニフェスト研究所議会改革調査部会参考)」及び「大津市議会BCP(業務継続計画)」に基づき説明

- ・30年以内の南海トラフ地震の発生確率70%
- ・議会で行動指針等を定めている議会は、全国の34% 新城市議会は定めていない。うち議会BCPを定めている議会は、全国の0.35%(5議会のみ)
- ・大津市、東日本大震災から2年の検討を経て議会BCP策定を決定

(概要)

議会の役割：議事・議決機関としての役割を果たすこと。

⇒市民ニーズを的確に反映した復旧、復興につなげる。

想定する災害 地震：震度5以上の地震

風水害：台風、暴風、豪雨、洪水など局地的又は広範囲の災害

その他：大規模な事故、新型インフルなどの感染症、テロなど

BCPの目的：議会の基本的機能を維持すること。

- ① 議員・事務局職員の安全確保
- ② 審議を行う環境の確保・整備
- ③ 的確な情報収集と把握

- ・最低限で新城市議会で定めておくこと

- ① 議会、議員、事務局の役割を時系列に明確にすること。
- ② 議会と議員の通信手段と内容を決めておくこと
- ③ 市と議員間の通信手段と議会から提供する情報を決めておくこと

《委員意見》

- ・有事の議会機能は、現場が優先主義で、初動期は議事機能は低下することは否めない。
- ・議会の役割は、初動期から時間経過で変わる。最初は地元に入ってお手伝い。その後、議員としての役割を果たす。議員は行政の支援(サポート)が役割。
- ・自主防災組織の構成に議員が入る、入らない地域がある。現状を把握する必要がある。しっかり線引きする必要がある。服装も統一が必要で、ベストのみではなく、防災服が必要ではないか。一步前進できる仕組みづくりが必要。
- ・災害が起きたら、議会は機能しないことははっきりしている。先例地の対応状況を見てもらうべき。⇒ 大津市議会、大分市議会、久慈市議会を紹介
- ・防災意識の徹底し、議会としてできることを発災前に考えることが重要。また行政との連携も必要。
- ・防災専門員の資格を議員全員が取得すべき。
- ・被災時には自らが被災者にならないこと第一。次に家族や家庭を守り、地域を守る。災害初動期の議員役割の一番が、住民代表として地域の的確な情報を収集し、災害対策本部にあげること。
- ・被災地の対応を参考に有事の議会BCPを決めておくことが必要。
- ・連絡手段として議員間をラインで繋ぐことも通信手段、情報共有の一つになるのでは。

- ・南海トラフ地震だけではなく、連動の可能性のある東海・東南海・南海地震を想定して行動指針やBCPを策定すべきでは。
- ・議会BCPが機能するためには、二元代表としての認識を持つべきで、主体的にかかわるべき。ようは関わり方の問題。議会機能を上げるべき。その一つが政策提案。災害時に何を優先して予算を付けるのかなどを議会から提案すべき。
- ・自主防災会が充分機能していない。避難所運営は出たところ勝負の状況。課題はたくさんあるが議会として十分な検討がされていない。BCP以外にも検討する必要がある。
- ・激震災害の際、議会も災害対策本部に入った方が良いとの意見がある。（情報一元化）
- ・議会が、災害対策本部に入るとは、情報収集の意味であって、行政と議会の役割は違う。
- ・先例地を参考に新城ならでの対応を考えるべき。
- ・災害時に議会が機能するために重要なのは通年議会にすること。専決処分がなくなり、常に議決ができる。
- ・議会としての防災計画を別途つくるべきではないかとの意見がある。今回を基に進めて行けばよいのでは。
- ・行動指針だけでも軽井沢町を参考にできるだけ早く準備するべき。

## (2) その他

### ① 今後の議会改革検討スケジュール案の説明（事務局）

5月1日から基本条例検討、続いて政倫条例等の検討に入る。

6月定例会の初日に 専門的知見の活用を議決

議会改革特別委員会を設置、正副委員長の互選

〃 の最終日に 議会改革特別委員会の申し出による閉会中の継続審査を議決

6月下旬～7月上旬に素案に対する有識者からの直接助言

7月上旬に助言を基に全体的な検討

7月下旬に特別委員会で条例改正案の確定。議長報告後、全協で認識共有

7月下旬～8月上旬で申し合わせ事項と先例集の検討

8月からの1か月間で条例改正案のパブリックコメントと市民説明会を開催を想定

8月下旬にパブリックコメント結果を踏まえた検討

9月定例会の最終日に関連する条例、会議規則の改正を議決

### 《委員意見》

- ・議会改革特別委員会の構成、メンバーをどうするのか。調整が必要。これもスケジュールに入れる必要がある。

⇒ 全員で検討又は議長にあげて、議長に一任との意見あり。効率的な進め方をどうするか。

- ・今後の進め方として、例えば基本条例の前文から第3章までを検討することになるが、スケジュール的に間に合うのか。改正（案）を誰が作成するのか。

⇒ 改正（案）は、正副委員長と事務局で作成する意見やそれに立候補者2人を加えるとの意見あり。

進め方としては、当日の検討に入る前に、前回の改正内容の確認と軽微な変更点を確認後、その日の検討に入ればよいのではとの意見あり。

- ・議会白書の作り方や検証の仕方など、別に定めるものについても、合わせて議論し、議員間で認識を共有すべき。

- ・条文の改正検討に合わせて、他の実施要綱も資料（たたき台）を示し、同時進行で、実効性確保の部分を担当すべきではないか。そうでないと、時間的に厳しい。

② 会議要旨の確認 第8回から第10回までの確認を4月19日までに報告

次回開催 4月24日（月）午後3時～

（閉会10：50）